

和泉市議会政務活動費の交付に関する条例

昭和 13 年 3 月 26 日

条例 第 8 号

改正 平成 14 年 4 月 1 日条例第 22 号 平成 20 年 8 月 29 日条例第 22 号
平成 25 年 2 月 27 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、和泉市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平 14 条例 22・平 20 条例 22・平 25 条例 1・一部改正)

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、和泉市議会議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(平 25 条例 1・一部改正)

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額 7 万円を交付する。

2 政務活動費は、上半期（4 月から 9 月までとする。）に係る交付額を 4 月に、下半期（10 月から翌年 3 月までとする。）に係る交付額を 10 月に交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、第 2 項に規定する交付月の 21 日に交付する。ただし、その日が和泉市の休日を定める条例（平成 2 年和泉市条例第 12 号）に規定する市の休日に当たる場合は、その前日とする。

(平 25 条例 1・一部改正)

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第 4 条 政務活動費の交付を受けた議員が、半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(平 25 条例 1・一部改正)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（平 25 条例 1・一部改正）

（収支報告書の提出）

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書又はこれに準ずる書類を添付して、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月20日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から20日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（平 25 条例 1・一部改正）

（政務活動費の返還）

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（平 25 条例 1・一部改正）

（収支報告書の保存）

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を提出期日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（平 25 条例 1・一部改正）

（透明性の確保）

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（平 25 条例 1・一部改正）

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

（平 25 条例 1・一部改正）

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 22 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 22 号）

この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の和泉市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係） （平 25 条例 1・追加）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員としての参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費